

神奈川県要約筆記者登録要項

(目的)

- 1 この要項は、神奈川県要約筆記者派遣事業実施要綱第4条の規定による要約筆記者の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録)

- 2 神奈川県要約筆記者として登録できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 神奈川県手書き要約筆記者または神奈川県パソコン要約筆記者として、認定を受けた者
 - (2) 神奈川県要約筆記養成講習会応用コース（手書きまたはパソコン）を修了した者。ただし、平成28年度までとする。
- 3 登録を希望する者は、要約筆記者登録申請書（第1号様式）により神奈川県聴覚障害者福祉センター所長に申請する。

(要約筆記者証)

- 4 神奈川県聴覚障害者福祉センター所長は、2の申請を受けたときは内容を審査し、適当であると認めた場合は、神奈川県要約筆記者登録証（第2号様式）を交付する。

(登録期間)

- 5 登録期間は、年度単位で行うものとする。

(新規資格取得者の登録)

- 6 新たに神奈川県要約筆記者として認定を受けた者は、当該年度及び次年度の登録ができる。

(登録の更新)

- 7 登録の更新については、別に定める「神奈川県要約筆記者登録更新に関する実施要領」による。

(登録の取り消し)

- 8 神奈川県聴覚障害者福祉センター所長は、登録した者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録取り消しの申し出があったとき
 - (2) 職務遂行に支障があると認められるとき
 - (3) その他取り消しをする必要があるとき

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。